

第 6273 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月 3日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 交通反則金と放置違反金

Q : 交通反則金と放置違反金の取扱いはどのようになりますか?

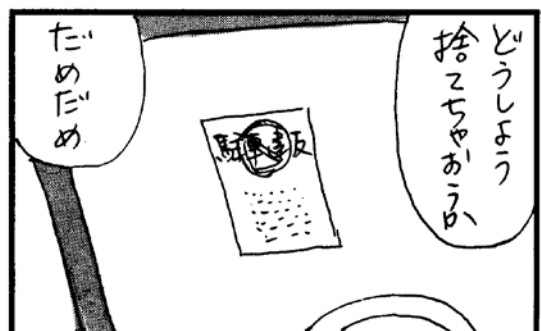
A : 次のようになります。

【解説】

道路交通法では、駐車違反をした者が反則金を納付しない場合は、放置車両の使用者に対して放置違反金が課されることとなっています。

この場合の反則金等の取扱いは、次のようになります。(営業マンが会社の車両で勤務中に駐車違反を犯した場合)

- ①本人が反則金を自費で納付する場合
税務上の問題は生じません。
- ②本人が反則金を納付した後に、会社がその額の全部又は一部をその本人に支給した場合
会社が支給した金額は、罰料金等と同様の取扱いとなるため、損金不算入となります。また、本人に対しては給与課税されません。ただし、駐車違反が会社の業務と関連がない場合は、臨時的な給与として課税されることとなります。
- ③本人が反則金を納付しないため、使用者である会社に対して放置違反金が課された場合
会社が納付した放置違反金は、罰料金等であるため、損金に算入することはできません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】